

相続税の税率

【相続税の速算表】※法定相続分に割り振った後の取得金額で税率を判定

法定相続人の取得金額	税率	控除額	法定相続人の取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	0円	2億円以下	40%	1700万円
3,000万円以下	15%	50万円	3億円以下	45%	2700万円
5,000万円以下	20%	200万円	6億円以下	50%	4200万円
1億円以下	30%	700万円	6億円超	55%	7200万円

TAX ニュースレター

東 栄 税 理 士 法 人
03-5778-4722
http://toeitax.co.jp/

2024/08 月号

最新相続税対策③生命保険、養子 etc

保険は契約内容に注意

今月も最新相続税対策第三弾です。

まずは生命保険の加入。**死亡保険には独自の非課税枠があり 500 万×相続人の数まで相続税が掛かりません。**例えば相続人 3 名の場合、死亡したら 1500 万の保険金が入ってくる一時払い終身保険に入り 1500 万の保険料を払います。現預金は 1500 万減り入ってくる保険金は非課税ですのであつという間に節税となります。手っ取り早い対策ですしデメリットは今後の保険会社からの営業攻勢に耐えないといけないくらいで基本的にメリットしかありません。注意点は**非課税枠があるのは被相続人の死亡により入ってくる保険金だけ**、ということです。

被保険者が被相続人でないものや、生前から支給される個人年金保険などは非課税枠がありませんので必ず事前に確認しましょう。また非課税枠以上に入る必要は全くありませんので保険営業に騙されないように。

次は養子縁組です。通常は孫か、子供などの配偶者を養子にします。

何より重要な 2 つの特例

この効果は絶大で、相続人が増え基礎控除などが増えることも良いのですが**最大の効果は税率が下がること**です。相続税は累進税率なのですが総財産ではなく**相続人に法定相続分で割り振った後の財産額ごとに税率を当てはめます**。つまり相続人が 1 人増えるだけでも大幅に実効税率が下がるのです。先日節税のための養子が最高裁で是認されましたので堂々と行うことが可能です。

あとは配偶者軽減と小規模宅地等の特例という重要な 2 つの特例を最大限活用すること。**相続税は結局これらの適用の有無で決まる**と言っても過言ではありません。配偶者軽減は大きな効果は生むものの**一次相続で配偶者が多めに相続してしまうと二次相続との合計では税額が高くなってしまう可能性が高**いので、**通常一次相続は法定相続分くらいがベスト**です。小規模宅地等の特例の概要は 2024/6 号をご参照ください。奥が深い特例なのでそのうち特集を組みたいと考えております。

今月のコメント

相変わらず週一のジョギング生活は続けていましていつもの 8 キロ程度の距離は問題なく走れるようになっています。最近は夏は猛暑ですので昼はとても走れる気温ではなく朝起きてすぐに走ることが多いです。9 時くらいまでは走り終わらないと厳しいですね。あとはたまにプールで泳いでいますが幸い近くに 50m プールがありそれほど人も多くないので快適に泳ぐことができます。40 代になり名実ともに中年になって意識して運動をしないと衰えていくばかり、と感じていますので何とか抗っていきたいと思っています。なお、毎年落ち続けている某ハーフマラソンは今年もエントリーした結果落ちたのですが、改めて詳細を確認してみるとどうもこの大会は上級者向けのようで時間による足切りがあり 1 キロ 6 分ペースを維持しないとそもそも完走できないことが分かりました。正直 20 キロをこのペース維持することは現状では不可能なので落ちて良かったかもしれません…一方同様にエントリーした妻は見事に当選してしまったので走るかどうか現在悩み中です(笑)

税理士 岡本勲

Email : okamoto@toeitax.co.jp

東栄税理士法人